

見舞金支給に該当する「生命又は身体を害する罪に当たる行為」に係る犯罪等

加害者からの故意の犯罪が対象になります。

殺人罪、傷害罪、傷害致死罪など日本国内、日本国外の日本船舶、日本航空機内において行われた、人の生命、身体を害する罪にあたる行為（過失犯を除く）で、警察署長に被害届を提出していること等により犯罪行為による害を被ったことが確認できるもの。

【故意の犯罪】

態様	根拠法	罪名
殺人又は傷害と同様な罪	刑法	殺人、傷害、強盗殺人、強盗傷人 強盗、不同意性交等殺人
	暴力行為等処罰に関する法律	銃砲・刀剣類使用による傷害
		常習的暴行
	人質による強要行為等の処罰に関する法律	人質殺害
その他	上記以外の殺人又は傷害と同様の罪	
結果的加重犯 (ある犯罪行為をした際に予想した以上の重い結果が発生してしまった場合、その重い結果により刑が加重される犯罪)	刑法	ガス等漏出等致死傷 従来妨害致死傷 自動車等転覆等致死 浄水汚染等致死傷 水道毒物等混入致死 不同意性交等致死傷 傷害致死 不同意胎児致死傷 遺棄等致死傷 逮捕等致死傷 強盗致死傷 強盗・不同意性交等致死 建造物等損壊致死傷

	盗犯等の防止及び処分に関する法律	常習強盗致傷
	航空機の強取等の処罰に関する法律	航空機の強取等致死
	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	航空中の航空機を墜落させる等の行為
		業務中の航空機の破壊等の罪
	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	危険運転致死傷
		無免許運転による加重
その他	上記以外の結果的加重犯	
公共危険罪による死傷	刑法	現住建造物等放火
		爆発物破裂
	爆発物取締罰則	爆発物使用
	航空機の強取等の処罰に関する法律	航空機の強取等
	その他	上記以外の公共危険罪による致傷